

## 甲南女子大学と芦屋交響楽団との提携活動に関する協定書

甲南女子大学(以下「大学」という。)と芦屋交響楽団(以下「交響楽団」という。)は、互恵の精神に基づき、それぞれ保有する資源利用に関して協力体制を推進するため、次のとおり協定を締結する。

- 1 大学および交響楽団は、相互信頼と対等の互恵関係に基づき地域の芸術活動振興のために連携活動を行なう。
- 2 大学は交響楽団に対して、年4回程度芦原講堂を練習場として無料で開放する。ただし原則として冷暖房費(1時間1万円)は交響楽団の負担とする。
- 3 芦原講堂使用中に建物やその他の資材に物損が発生した場合は、交響楽団がこれを賠償する。
- 4 交響楽団は大学行事や大学が推進する社会貢献活動に可能な限り協力する。
- 5 大学と交響楽団はこの協力関係を社会的に広報する努力をする。
- 6 その他、大学と交響楽団が協議し必要と認めた活動で協力体制をとる。
- 7 協定の有効期間は2010年3月9日から2011年3月31日までとし、期間満了の3ヶ月前までに、大学あるいは交響楽団から申し出がない場合には、さらに1年間を延長するものとし、以後も同様とする。
- 8 大学または交響楽団のいずれか一方が協定に異議のあるときには、期間満了の3ヶ月前までに、相手方に申し出て協議するものとする。
- 9 協定に定めのない事項または協定の解釈に疑義が生じた事項については、双方でその都度協議する。
- 10 協定書は2通作成し両者署名押印の上、各1通を保有する。

2010年3月9日

甲南女子大学 対外協力センター長  
森田 勝昭

森 田 勝 昭



芦屋交響楽団 運営委員長  
榎木 浩

榎木 浩

